

第2回北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討委員会

- 1 日 時：平成26年7月25日（金）10：00～12：00
- 2 場 所：北九州市役所本庁舎5階 特別会議室A
- 3 出席者：委員9名、市側11名 計20名
〔委員〕安部 高子 株式会社ケイ・ビー・エス代表取締役社長
伊藤 豊仁 公募委員
太田 康子 北九州市婦人会連絡協議会事務局長
岡本 悦子 前熊西まちづくり協議会会長
田中 美穂 NPO法人STEP・北九州 理事
中禮 萌 公募委員
本田 美智子 公募委員
宮原 深海 門司区社会福祉協議会会長
湯淺 壘道 情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科教授
九州国際大学客員教授

〔事務局〕井上 勲 総務企画局長
川本 一雄 総務企画局総務部長
梅本 浩史 総務企画局総務課長
森永 康裕 総務企画局総務課自治基本条例担当係長
上野 大輔 総務企画局総務課係員
ほか、市関係課から6名が出席
- 4 傍聴者：無
- 5 議 事：（1）開会
（2）条例に基づく市政運営の状況等についての審議
（「第2章 市民」から「第5章 市政運営」まで）
①市政運営の取組状況（情報共有、市民参画以外）
②市政運営の取組状況（情報共有、市民参画）
（3）次回の会議について

6 議事概要

総務課長

ただ今から第2回の「北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討委員会」を開催させていただきます。

今回の日程、台風の関係もありまして、当初の日程を延期しての開催となりましたが、皆さん日程の調整でご協力いただき、ありがとうございます。

それでは、お手元の資料をご確認いただければと思います。

資料1から資料5までございます。右方に番号をふっております。

それから参考資料として、「広聴 平成24年度のまとめ」という冊子、「北九州市議会基本条例 逐条解説」の冊子をお配りしております。ご確認をお願いします。

それから、本日の委員会、森副委員長が、大学の講義のご都合でご欠席とのご連絡をいただいておりますが、10名の委員のうち9名の委員の皆様にご出席いただいております。

ますので、会議は有効に成立しているということをご報告させていただきます。
それでは、ここからの進行につきましては、湯浅委員長にお願いいたします。

湯浅委員長

おはようございます。それでは議事に入らせていただきます。
事務局に確認ですが、本日は、傍聴の方は？

総務課長

本日、傍聴者はいらっしゃいません。

湯浅委員長

それでは、第2回ということで進行させていただきます。

先ほど総務課長からもご挨拶ございましたがちょっと台風の関係で、せっかく皆さんご予約いただいていたのに改めてスケジュールを決め直させていただきました、どうもありがとうございました。

それで前回は、1回目でしたのでわりとご自由に今思っていることとかお話いただいて、それで時間がちょうど来てしまったような感じでございましたが、今日は2回目なのでいよいよ本日から、実質的に具体的なところをご審議いただく予定になっております。

改めまして、1回目の時にも一応説明はしていただいていたんですが、この委員会ではこういうことを皆様にご審議いただきますということについて、確認も兼ねて、どういう評価・どういう検討を行うことになっているか事務局の方から、一応もう1回説明をお願いします。

総務課長

承知しました。

本委員会において、委員の皆様をお願いする評価検討の進め方について改めてご説明させていただきます。ここからは、着席で説明させていただきます。

第1回の委員会でもご説明させていただきましたが、自治基本条例につきましては「市民が育てていく条例」と言われており、社会情勢や、市民意識等の変化に対応して、その内容を適宜見直し、条例をより良いものへと発展させていくものとされております。

このため、条例第29条におきましても、市政が条例の趣旨に沿って運営されているかを評価し、条例について必要な見直しを検討するための機関を設置する。そして、条例施行の日から5年を超えない期間ごとに、この機関の検討結果に基づいて必要な措置を講ずると規定されております。

そうしたことから、今回、市長の付属機関であります、この委員会ですが、「北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討委員会」を設置いたしまして、委員の皆様、北九州市の市政が、自治基本条例の趣旨に沿って運営されているかどうかということの評価していただき、市の様々な取り組みの見直しについて、ご審議のうえ、ご意見をいただきたいということでございます。

具体的にどのように評価していくのかと申しますと、資料2「北九州市自治基本条例に関連する主な制度等の運用状況」をご覧ください。

この資料は、条例の規定ごとに、関連する市の主な取り組みをまとめたものでございます。事務局の方で、まず、これらの市の取組内容等につきましてご説明させていただきます、

それに対して、委員の皆様にご議論いただいた上で、ご意見をいただきたいと存じております。

本日、第2回の委員会では、資料2の赤枠で囲んでおります、この赤囲みの部分、「第2章 市民」から「第5章 市政運営」までについて、市におきます主な取り組みをご説明した後に、これに対するご意見をいただきたいと考えております。

特にこの赤囲みの中でも、右側の黄色く塗っている部分、ここが条例の大きな目的の1つでございます「情報共有」とか「市民参画」の部分でございますので、本日は、この黄色の「情報共有」、「市民参画」を中心にご議論いただきたいと考えてございます。

青囲みの「第6章」以下につきましては、次回、第3回の委員会の時にご審議いただきたいと考えてございます。

そこで、本日のテーマに沿って申し上げますと、1つは「情報共有」ということで、これは市と市民がともにまちのことを考え、様々な意見や提案をするために行うというのがその趣旨となりますので、例えば市政に関する様々な内容の情報提供は行われておりますが、まちの課題を考えるための情報をもっと発信する必要があるのではないか、或いは、学生の方の市政への関心が低いので、学生に市政に関心を持ってもらうための情報提供が必要ではないかとか、例えば、そのようなことを評価、或いは意見として頂戴できればと考えてございます。

それから「市民参画」の部分につきましては、市政に市民の意見等を適切に反映させるということがその趣旨になりますので、例えば、市民参画の制度は整ってはいるけど、その制度は知らない人が多いので、もっと周知すべきではないかとか、多くの市民が市の会議に参加しているけど、会社員の方でも参加しやすい環境づくりが必要ではないかとか、或いは市民の意見が反映された事例を、市民に伝えていく必要があるのではないかとか、そのような、評価、意見を頂戴できればと考えてございます。

また、「情報共有」と「市民参画」以外の部分につきましても、市の取り組みが、条例の理念とか趣旨を踏まえて行われているかという観点で、お気づきの点がございましたら、市の取り組みのご説明をお聞きいただいたうえで、ご意見等を頂戴できればと考えてございます。

それから、この委員会は時間も限られておりますので、主に委員の皆様方の意見交換や討議を中心に進めていただいて、もし市への質問とかあれば、それは別途対応いたしますが、そこに時間を取られるというよりも皆さん意見を出していただくことに多くの時間を費やしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

湯淺委員長

はい、どうもありがとうございました。

そういうことで、改めてこの場で何をするかということをご説明いただいたのですが、今の進め方について特にご質問とかありますでしょうか。

こういう感じで進めようってことでよろしいでしょうか。

それでは、早速でございますが、今日は先ほどご説明いただいた部分の赤線で囲ってある部分をご議論いただくということです。

今日メインになりますのは「情報共有」と「市民参画」というかなり大事なところなのでここがメインになると思うのですがけれども、その前に、「情報共有」、「市民参画」以外の部分について、自治基本条例がどのように市政に反映されてきたかということをご討議

いただきたいと思います。

最初に事務局の方から、どのように反映されているかの説明をお願いしたいと思います。

総務課長

承知しました。

それでは「情報共有」と「市民参画」以外の「その他の市政運営の取組状況」についてご説明させていただきます。

先ほどの資料2で申しますと赤囲みの部分のうち、まず、黄色を塗っている手前までの部分についてご説明させていただきます。

資料3「北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討シート」をご覧ください。

10ページほどありますが、こちらを使ってご説明させていただきます。

この資料ですが、1番左側の欄が自治基本条例の本文になります。

左から2番目の欄は、条文の意図とか趣旨でございます。

左から3番目の欄が、条文に関連する様々な市の取り組みでございます。

本日は、この取り組みの内容について、主に説明させていただきます。

最終的には、1番右側の欄に、委員の皆様からいただいた、また、これからいただく意見をここに記載したいというように考えてございます。

それからこの前文から、資料3の2枚目の第5条までは、この自治基本条例全体の理念や目的、定義に関わる事項でございますので、特に具体的な市の取り組みということではありませんが、市民や、市政運営を担う市職員が自治基本条例自体をきちんと理解を深めるということが、当然まずは重要ということで第1条の目的になるんですが、ここに「条例に対する理解を深める取り組み」を掲載してございます。

市民向けの取り組みにつきましては、まず、市政だよりや市政テレビでの特集を条例制定直後に実施したところです。

それから市民向けのパンフレットや逐条解説を区役所や市民センターに配布するなどしてございます。

また、市職員向けにつきましては、条例の制定後、直ちに、まず全幹部職員を対象として、湯浅委員長に、講師としておいでいただきまして、研修を実施しております。

その翌年度につきましては、市の全係長級の職員を対象としまして、森副委員長に、講師としておいでいただきまして、研修を実施しております。

その後は、毎年、新規採用職員、採用後5年目の職員についても、研修を実施しております。また、市民センターの新任館長を対象にした研修の中で自治基本条例の研修も実施しております。

こうした取り組み行っておりますが、この条例ができて1年半ほど経過した時点で行った「市民意識調査」の中で、「自治基本条例を知っていますか」という質問をいたしましたところ、「名称ぐらいは知っている」ということまで含め、何らかの形で「自治基本条例を知っている」という認知度は、約3割に留まっているという結果でございました。

条例に対する理解を深める取り組みは、当然、今後も継続的に行っていく必要があると考えているところでございます。

ちなみに、1番右側の「委員の意見」の欄、これは委員の皆様からいただいた意見を記載していくんですが、第1回の委員会でのご発言のうち、ここに関連する意見も出ておりますので、それは、先に記載をしているところでございます。

それでは、引き続き、3ページをお開きください。資料3の3ページでございます。

ここから自治基本条例に基づく市の取り組みのご説明になるんですが、まず、3ページの1番上、第7条、これは「子どもの自治へのかかわり」でございます。

ここにつきましてはこの条例のことを、子どもたちにも知ってもらおうということで教育委員会のご協力もいただきまして、現在中学3年生向けの副読本を作成して学校の授業で中3で公民分野がございます。ここで「地方自治」を学習する時間がありますので、この時に子どもが住んでいる北九州市の、この自治基本条例についても一緒に学習していただくようにしているところでございます。

以後、主に私の方から市の取り組みをずっと説明させていただきますので、この資料でいけば左から3番目の欄を見ていただければと思います。

それから少し飛びまして、下の第9条がございます。

3ページの第9条、「事業者の責務」でございます。

ここにつきましては当然市民でもある事業者の方につきまして、まちづくりにおいて様々な形で現在貢献をしていただいていること、その具体的な取り組みとしましてはこの欄を見ていただきますと、まず市の入札参加。

市のいろんな事業に入札する時に、いろんな審査を各事業者の方にさせていただくんですがその時に社会的責任とか社会的貢献についても、評価をするように実施しております。

それから、災害時のライフラインだとか物流、それから物資供給等に関する企業との応援の協定を結んだりします。地産商品の開発とか販売など、コンビニチェーンとの地域活性化包括連携協定でございます。それから地元の金融機関との連携協定を締結して連携したり、特に協定という形ではないんですけど例えば高齢者など支援を必要としている人が社会的に孤立するということがないように、その地域全体で見守るための住民とか地域団体、それから民間企業・行政関係機関で連携するいわゆる「いのちをつなぐネットワーク」という連携をさせていただいたりしているところでございます。

また地元企業を中心としました、今「北九州の企業人による小学校応援団」ということもございます。こういうところで学校支援の取り組みなどを事業者の方がやられているところでございます。

以上が第9条のところです。

続きまして、次の4ページをご覧ください。

4ページの上から第10条、ここからは議会の関係です。

第10条が「議会の基本的な役割」、第11条が「議会運営」、第12条が「議員の責務」。

これについては、一括して取り組みの欄をまとめてございますが、まず法令に基づく、議会として定例会等の開催。

それから市民等からの請願や陳情の処理を行ってございます。

それから議会運営のあり方につきましては、市議会基本条例というのを冒頭ご説明させていただきましたけど、平成23年10月に、議会基本条例を制定して細かな議会のあり方について定めて、それに基づき運営されています。

議会基本条例の逐条解説書を別途お配りしておりますので、またご覧いただければと思います。

それから議員提案による条例の制定、それから、議会改革協議会というのを開催されて様々な議会改革に取り組んでおられます。

それから現在、区ごとに、市民向けの議会報告会というのを開催し、直接市民の方に市議会の方から本会議における議論の内容について説明する機会を設けております。

それから市議会だよりによる広報、また、本会議そのものは現在ケーブルテレビ、インターネットの動画中継、録画も含めて見ることができるようになっているところでございます。

ここは、議会の関係になります。

それから次、5ページの方をお開きください。

5ページの上の方、第14条。ここは「職員の役割及び責務」でございます。

ここにつきましては、私ども市政運営を担う職員がその役割と責任が果たせるよう、まず「北九州市人材育成基本方針」というのを定めまして、目指すべき職員像や求められる能力を設定して、そうした能力開発を行うため、職員研修所を中心に様々な研修を計画的・体系的に実施しているところでございます。

それからその下の第15条は「計画的な行政運営」という欄になります。

ここにつきましては、市長が総合的かつ計画的に行政運営を行うということが規定されてございますので、市のまちづくりのビジョンでございます、基本構想・基本計画「元気発進！北九州」プランという名称で取り組んでおりますが、或いは高齢者の支援計画だとか様々な行政分野別の計画を策定して、その着実な推進ということで努めているところでございます。

ここに掲げる施策を進めて、多様な行政需要等に対応していくため、平成26年度以降新たな行財政改革が必要になります。

その大きな方向性といたしまして、「北九州市行財政改革大綱」というのを策定いたしまして、その具体的な取り組みにつきましては「北九州市行財政改革推進計画」を今年度から毎年策定して取り組んでいくということにしております。

これが、市政運営のところになります。

それから、次の6ページをお開きください。

ここは第16条の「法務」のところ、当然のことですが、法的な側面から行政運営を支えるということで、市が制定いたします条例とか規則の制定や改廃の基準となります「条例及び規則で規定する事項の整理に関する基本的な方針」を策定してございます。

それから、市の政策を実現するために適切に条例の改廃等を行っているところでございます。

最近新たに制定した条例のうち、わりと特徴的なものとしましては例えば「北九州市暴力団排除条例」とか、今回ご審議いただいております「北九州市自治基本条例」、さらには「北九州市安心・安全条例」などがございます。

また、最近いわゆる地方分権改革が、全国的に進んでいるんですが、そういう中で国とか県が持っていた権限を、北九州市に移譲することに併せまして関連の条例改正等も色々行っているところでございます。

また、当然ながら市に対して起こされた様々な訴訟に的確に対応するとともに、場合によっては市の方から提訴するというような対応も行っているところでございます。

続きまして、7ページの方をお開きください。

7ページの上、第17条は「財政運営」ということでございます。

社会経済状況が刻々と変化する中で、先ほどの「元気発進！北九州」プラン、或いは、「北九州市新成長戦略」に掲げますいろんな施策を重点的に取り組むとともに、併せまして少子高齢化社会の進展など多様な行政需要にも対応していくために、「選択と集中」を行いながら持続可能で安定的な財政の確立維持に努めていく必要がございます。

このため、先ほどもご説明いたしましたとおり平成26年度以降の、新たな行財政改革

の大きな方向性として「北九州市行財政改革大綱」を策定し、または毎年度「行財政改革推進計画」を策定して実施しているところでございます。

それから財政運営の透明性というのを確保するため、冊子なんですけど「わかりやすい北九州市の財政」という冊子の発行をしたり、市政だよりを活用しまして、予算とか決算の情報を皆さんにお知らせしたり、それから今はその予算ができあがってからじゃなく、予算編成の過程での状況を公開させていただいて、それに対して市民の皆様の意見をいただきながら予算編成を行うなどの取り組みを行っているところでございます。

これが第17条、「財政運営」のところになります。

それから、その下の第18条の「行政評価」につきましては、先ほどご説明いたしました、市の基本構想・基本計画「元気発進！北九州」プランを着実に推進していくために、プランを構成している約200の主要施策と約700の事業を対象といたしまして、事業の成果が当初設定した目標を達成しているかどうかを検証して、その検証結果に基づき事業内容を見直し、次の事業計画に反映させるという行政評価を実施しているところでございます。

それから8ページの方をお開きいただけますでしょうか。

8ページの1番上の第20条、「苦情等へ対応するための仕組み」につきましては、後ほどご説明いたします「市民のこえ」や「市政提案箱」、「市長への手紙」が市民の皆様の一般的な市政に関する苦情について、対応してございますが、例えば保健福祉サービスに関しましては保健福祉オンブズパーソン事業として保健福祉サービスの利用に係る苦情を受け付けたり、保健福祉オンブズパーソンが面接とか調査などを行って苦情の解決を図るという取り組みを行っているところでございます。

非常にたくさんの項目で、時間も限られていますので、委員の皆様には事前に、ご説明等させていただいていますが、とりあえず「情報共有と市民参画以外の市政運営の取組状況」についてのご説明は、以上でございます。

湯浅委員長

ありがとうございます。

今日ご欠席の森副委員長からご意見をいただいておりますので、ご参考のためにご紹介をさせていただきますが、まずA3の資料3の1ページの第2条のところ、「条例の位置付け」のところでご意見をいただいているのは、この条文の元々の目的は、自治基本条例が実質的に「最高法規」になり得るために多くの人々が大事なルールであると認めるような状況を作ろうというところにあると考えられるのだが、現況としてはどこまで自治基本条例がとりわけ市の職員の人の中に業務上の規範、ルールとなり得ているのかと。

或いは、これまで例規、条例と規則のことをまとめて例規と言っておりますが、例規の改正プロセスにおいて、本条例を念頭に置いた手続きが標準化されているのかどうか、というご意見をいただいております。

それともう1つ、様々な審議会の議論の中で本条例がいかほど認知されているのかは気になります、ほとんどされてないのではないかとということで、これは私の別の委員会の委員も仰せつかっていますが、「なるほど、結構鋭い指摘ですね」という感じでございます。

それから3ページ、7条のところですね。

先ほど中学生向けの副読本を作成して配付していますよとご説明ございましたが、森副委員長からのご意見は、中学校の先生の研修は行われているのかどうかと、それとも、ただ単に副読本を配付しているだけなのかどうか。教育委員会との調整が大変かもしれない

けどそこが気になるというご意見です。

それから市民意識調査の結果で言えば、3割の人が自治基本条例を知っていると、これは結構評価して良いのではないかと、決して低い数字とは言えないというのが森副委員長のご意見でございます。

それからもう1つは、国の中央教育審議会、俗に中教審というのがありまして日本の教育方針全体を決めていくような大きな審議会がございますけども、そこで今「公共」という科目をつくる・つくらないの議論が始まっているところだと。

森副委員長のご専門の政治学でも市民としての、ここで言う「市民」というのは北九州市民とか横浜市民とか川崎市民とかそういう意味ではなくて、このシチズンとしての「市民教育」ですが、「citizenship education」をすべきだという、そういう議論が非常に盛んになってきているんだということです。

だから市民としての意識付けを教育面で工夫することが重要で、その意味で中学校の教育の中でこの「自治基本条例」の意識付けをすることが大事ではないかというご意見です。

実際、自治基本条例検討委員会の時も中学生の皆さんからご意見をいただいたりした経緯もあるので、そこが大事なのではないかというご意見を森副委員長からいただいております。

それを踏まえていただきまして、ここまでの部分につきまして何かご意見等おありの委員さんからご自由にご発言いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

取っかかりとして、私から1つ意見を言わせていただくと、6ページの16条でいわゆる(法務)の部分、このところを16条に規定してあったかというふうに思います。

これまではやっぱり、自治体同士が喧嘩して訴訟になるとかってことはあんまりなかったかなという印象もあるんですね。

それは自治体同士でまず話し合っただけということが基本だったかなと思うんですが、最近やっぱりその話し合いも良いけれども、やっぱりどうしてもお互いが納得できないのであれば、自治体はよその自治体を訴えますよということで、自治体同士の訴訟ということも前に比べると、出てきているかなという印象がございます。

そういう意味で言うと、現在「訴訟とそれらの対応」ということで統計の数字で言うと25年度、市が訴えられたのは6件、逆に市の方が訴えたのは1件という数字でありますけれども、やたらと訴訟を起こせばというものでもないですが、やはりどうしてもこの市の言い分の方が合理的で先方の言ってることがおかしいという場合は、やむを得ず訴訟に訴えるということは、もう少し積極的に活用してもいいのかなと。

これだけの100万都市のわりには、やや提訴の件数は年に1件ぐらいとか、もうちょっと積極的に訴訟という手段を使っても良いのかなというふうに思ったっていうのは私の意見です。

委員

はい、よろしいでしょうか。

湯淺委員長

はい、どうぞ。

委員

最初のページの今ご説明いただいた中で、森副委員長からのご意見では、3割ぐらいの

方がこの自治基本条例に対しての認識を何らかお持ちだということで、これは決して少なくないというご専門の分野からのご意見をいただいたわけです。私は全くその辺の専門家ではないので、「知らない」という方のパーセンテージがかなりあるなど、せめて「名前は知っている」ぐらいがもう少し増えるような工夫が必要で、この段階で納得すべきではないんじゃないかなという気がしています。

それを色々な方にどのように広めていくのかというところは、色々工夫が必要だろうと思いますが、もう少しこの辺のところを委員会として、納得せずに考えてはいかがかとは思っています。

湯淺委員長

ありがとうございます。

委員

関連して、市民自治の最小単位っていうのはどのあたりを考えているのか。もし校区、市民センターを主体とした校区内の範囲内から話題が始まるとするならば、そのリーダーであるまち協の会長とか、自治区会長とかに自治基本条例のことがどのくらい周知されているのか、若しくは、出前講座などを受けた方たちがどのくらいいるのかというところを知りたいと思います。

湯淺委員長

今、ご質問のあった、周知の状況について、事務局の方で今、ご説明いただける部分はありますか。

総務課長

数値的にどのくらいっていうのは、持ち合わせてないんですけど、市民センターの新任館長さんには、研修を実施しています。今、市として、自治区会長さん向けに自治基本条例の研修はしていないので、必要であれば、見直していく必要があるのかなとは思ってございます。

委員

市民憲章は、市の催しの時にパンフレットに書いてあったりするから、自治基本条例の前文をそういうパンフレットなどに書いていただいたら、少し違うんじゃないかなと思うんですよね。

湯淺委員長

前文はすごく工夫したから、分かりやすいですね。

委員

分かりやすいと思うんですよ。

湯淺委員長

そうですね。どうぞ。

委員

条例ができた時は、必ず市政だよりとかに載ってはいるんですけども、やはりサッと流して見る方が多いんじゃないかなと思いますし、そうした条例ができた時には、市民センターが核となって、そこから地域に広まっていくというようなシステムがあるのかなと思います。

今年はこれをやるんだから、絶対、地域全体に知っていただくために出前講演に出向きますよというふうに必ず言っていたんですけど、それを受ける側としては、そんなに深刻に、真剣に考えてはもらっしやらない方が多いと思いますので、市の方で確実に多くの市民に知ってもらいたいと思うものは、もう少し強く、言っていたかといいいですね。メリハリを付けて、上手に地域に入って、知っていただくということが大切かなと思います。それと資料5の市民参画の実績の中で、24年度が飛び抜けて数字が大きいのですが、24年度は力を入れたことなのかなというふうにちょっと思っています。

湯淺委員長

24年度が大きいとおっしゃったのは…

委員

資料5に実績の表が出ていますね。

湯淺委員長

すみません、こちらですね。

委員

24年度において良い数字が出ているので、何か力入れられたのかなと。

湯淺委員長

これは特に24年度に何か重点的になったところがありますか。

総務課長

特にはないですが、議会報告会も24年度が多かったです。

ちょうどこの頃、始めて、最初だから参加者も多かったですけど、翌年は、参加が少なくなったりしたりとかあるかもしれません。

最初は、どの事業も色々なPRをしますので、条例のPRもそうですけど、最初はやっぱりするんですけど、後は継続的にしていくということが大事なので、そこは課題かなとは思っております。

ですから、24年がどうだということではないんですけど、今言ったような要因はあるのかもしれないと考えております。

湯淺委員長

どうぞ。

委員

先ほど森副委員長の意見の中で、3ページの第7条のところで「中学生向けの副読本を

作成し配付」と書いてあって、教える先生が研修を受けているかどうかという話があったんですけど、もし先生方が研修を受けていないとしたならば、講演会という形で、「自治基本条例」に詳しい、市の担当者が行って説明した方が理解は深まると思うし、説得力のある意見があると思うし、質疑応答の場を設ける事によって、子ども達がどう思っているのかとか、子ども達分からない事とかも、その場ですぐ解決できると思うので、そういう講演会という形を設けるのが大事なのではないかと思います。

湯淺委員長

ちなみに今の意見で研修の実施状況など、今、事務局で分かりますか？

総務課長

先生方に「自治基本条例」だけの研修といったことはしておりません。

自治基本条例の基本的な事は、教科書にも載っており、公民の中でご存じなので、その中で、私どもが作成した副読本をお配りして、ご活用いただいているということです。

委員

中学3年の子ども達は受験があるから先生もコマ数を割いてまで中々やってくれないので、それは出前講演じゃないけど、市から出向いて行って、そういう機会をつくっていただいてやらないと、先生方も忙しいから、この事に力を置いていただけないような気がします。

湯淺委員長

自治基本条例の問題だけではなくて、他の部分もそうなんだけど、実際に伺ってみると、何せ学校のスケジュールが過密ですね。

だから何か入れてもらうのは、大変な部分はあるけれども、やっぱり何か工夫が必要かもしれないですね。

委員

いいですか？

湯淺委員長

どうぞ。

委員

言葉の問題ですが「参画社会」、「参画」という言葉が随分定着してきたと思うのです。ほかに「協働」という言葉もありますね。協力の「協」に「働く」と書く。そういう言葉の意味が市民の中で認識されていない。それと自治の問題ですけども、昔は「大学自治」というのが機能していました。大学の自治の時代ですから自治会だとかあって、自治そのものについては話さないけど自らがやらなきゃいけないという事でやっていました。今の自治会は、ほとんど機能してないですね。だからそういう意味では、「自治」についての認識が、ぐっとレベルが下がっていると思うんですね。

それで行政の方はしっかりそういう事について認識させようと思って広報活動をやっているんだけど、その割には言葉だけは知っていると言っているけど、その程度では知

っている事にはならないんですよ。

言葉は知っているけれどもという事で、そしたら何だって聞いたらほとんど、判らない。認知度3割なんて僕は、とても認知されているとは思えません。

だから言葉の整理とか、既に分かり易くやっているんでしょうけど、中学生でも分かる、僕は副読本を見た事がないので分かりませんが、その副読本がもっと身近なところで例えば市民センターでもその副読本を使って、何か子ども達と一緒にやろうよという取り組みになればいいなという気がします。

湯浅委員長

委員にお尋ねですが、大学生の皆さんはどんな感じですか？周りの友達とかは、どうですか？

委員

今回、私が、この委員会に参加していることを、市外の友達が周りに多いのでちょっと聞いてみたんですよ。

今、住んでいるまちにこういう条例があることを知ってる？というふうに聞いたんですけど、知らない人が多くて、北九州市にずっと住んでる子に聞いても名前は聞いたことはあるけど内容が分からないっていう人が多かったので、やっぱり、もっと広める努力をしていかないといけないのかなって思いました。

湯浅委員長

周りの友達は、北九州市政というか、市の動きとか市の運営とかそういう事には関心を持っているというような印象ですか？

委員

自分達の興味のある「わっしょい百万祭り」といった行事などに関しては、日にちを調べたりとかはしているのですが、こういう条例には興味・関心がないのかなと思いました。

湯浅委員長

ありがとうございました。

ここの部分も、ご意見伺ってみると課題が非常に多いという事が非常によく分かりました。

後半の話題がございまして、そろそろ次のところに行きたいと思いますが、他にございますか。

委員

最初の条文の中に「安心・安全」が入ってないんですね。

敢えて入れなかったのか、それともその5年前の時には必要なかったのかな。

やっぱり自治体の原点は、安心・安全とか市民の生命を守るってところにあると思うんです。

特に今、市は一生懸命暴力追放をしているし、22年度に条例もできている訳ですから、やはりその安心・安全っていう言葉が、条例の最初になんかないといけないのではなかろうかと考えてるんですけども。

総務課長

考え方としては、委員のおっしゃる通りですが、この条例ができた後、まさに身近なテーマとして「安全・安心」ということが「市政要望」とかを見ても、市政の課題としての認識が深まってきて、後ほど、ご説明する予定ですがけれども、色々な形で市民の皆さんの意見をいただいて「北九州市安全・安心条例」というのを、ちょうど定めたところでございます。

湯淺委員長

ちょっと思い出しますと、自治基本条例検討委員会で実質的に検討を始めたのが、7年ぐらい前なんです。

おっしゃったようにもちろんその市民の安全や暮らしを守るんだ、それが一番自治体として大事だというのが当然あったと思うんですけども、キーワードとして当時の状況では安全・安心ってのは今ほどはね、認知されてなかった気がしますよね。

やっぱり北九州市の場合は、その前から継続的にいわゆる暴力団対策というのをずっと進めていて、それはそれでもう当時も既にあったからかなと思いますね。

おっしゃっていた安心・安全が、こういうふうに関ワードとしても普及するようになったのが、やっぱり東日本大震災の影響もありましたしね、ちょっと当時とは少し状況が変わってきたのかなという気がします。

もちろん、暮らしを守るんだ、市民の安全を守るんだ、それは自治体の原点なんだという思いは、多分当時からあったと思うんですけども。

委員

いいですか？

湯淺委員長

はい。

委員

色々意見が出ましたけど、私は、自治基本条例は、これはこれでいいと思っているんですけども、今、市議会で「自治会活性化の条例」を作ろうという動きがありますけれども、地域とのギャップがあって、中々できそうにないんですよ。

これをなんとかしようとして色々しているけれども、自治会の活動の担い手がいない、不足している、組織が高齢化している、昔のように企業が入ってこない、子ども会が無くなるとうなっているんですよ。

条例やまちづくりの理念はそれでいいと思いますが、地域の実情も併せて、企業や団体の隅々まで普及させていかないといけないと思います。

湯淺委員長

はい、どうもありがとうございます。

こここのところでも、大変ご議論いただいてありがとうございます。

いただいたご意見は、整理をして参りたいと思います。

それでは引き続きまして、「情報共有と市民参画に係わる市政運営の取組」の方に引き続き

いて入って参りたいと思います。

最初にまたこれも事務局の方からまたお願いします。

総務課長

承知いたしました。

資料4「北九州市における主な情報共有の取組状況等」をご覧ください。

この資料に、現在の本市における主な情報共有の取組状況をまとめてございます。

具体的には「情報公開」や「広報活動」という事になります。

この資料4をご覧くださいければと思います。

資料4の左側に「1 情報共有の必要性」がございます。

市民の皆様が市政に対していろんな問題意識を持って、意見や提案をいただくには、市と市民が、市政に関する、様々な情報を共有する事が不可欠であります。

このため市では、色々な情報公開の制度の運用や広報活動など、様々な形で市民の方に情報提供を行っているところでございます。

情報公開という言葉になりますと、一般的には市が保有する情報を市民の請求に応じて公開するという狭い意味での「行政文書の開示制度」というのを思い浮かべる方が多いかと思えますけど、市民の情報に対するニーズに的確に答えていくためには、そうした請求があったからという事ではなくて、市政に関する様々な情報を幅広く提供・公開していくという事がより重要でございます。

このため、色々な広報活動などの、情報提供や公表に積極的に取り組んでいるつもりでございます。

その下、「2 主な情報提供の取組状況」、こちらをご覧くださいければと思いますが、市における主な取り組みでございます。

まず情報公開制度といたしまして「情報公開条例」それから「個人情報保護条例」の運用を図っております。

その次の広報活動でございますが、市民に身近なものとして「市政だより」や「市政テレビ・ラジオ」、「市のホームページ」、それから最近ではスマートフォンなどの普及がございまして、ツイッターとかフェイスブック、ユーチューブなど、いわゆる「ソーシャルメディアを活用した情報発信」を行ってございます。

それから記者会見や資料配布など、市の記者会、市政の記者クラブに「市政情報の提供」をいたしまして、色々マスコミで取り上げていただくという事もやってございます。

それから雑誌とかテレビなどで、本市を取り上げていただくという事でいわゆる「パブリシティ活動等」に取り組んでいるところでございます。

1ページの右側が実績になります。

「3 情報共有の取組実績」は、ただ今ご説明いたしました主な取組でございますが、まず「(1) 情報公開制度等」につきましては、公文書の開示請求というのが25年度で年間約2,500件ございます。

それから「(2) 市政だより」につきましては、現在1号あたりの発行部数が35万部ということで、1つはメインとして自治会の方を通じまして各世帯の配布がございまして、合わせまして今、駅とかにも置いているところでございます。

それから「(3) 市政テレビ・ラジオ」で、これ独自に市政番組を作成しまして、色々情報提供に努めるところでございます。

それから2ページの方をご覧くださいければと思います。

2ページ左の中央に「(4) 市ホームページ」、これはインターネットを使った情報提供ですけれども現在、年間の総アクセス件数が、昨年度約3,600万件で、1日当たり10万件になるんですが、これはホームページにアクセスする度に1件とカウントする訳で、1日に10万人が見ているっていう事ではございませんのでお間違えのないようお願いいたします。こういうカウントの仕方になりますけど、多くの方にご覧いただいているところでございます。

それから「(5) ソーシャルメディアを利用した情報発信」という事で、本市では、東日本大震災が発生した時に、より早く多くの方に情報提供や協力をお願いを伝える時に非常に有効である「ツイッター」を初めて活用したところでございます。

その後、様々な事業で、ツイッターとかフェイスブックとかユーチューブなどの、いわゆるソーシャルネットワーキングサービス、或いは動画の投稿サイトを使ったりしてございます。

最近では、市長の定例会見もこのユーチューブ等で公開しているところがございます。

この辺は媒体によって、そういうのを使われている方もあるし、文字情報しか使われていない方もあるし、様々な方がいらっしゃいますので、多様な媒体を使って情報提供をしているところがございます。

それから次の3ページをお開きください。

左上の「(6) 市政記者会等への市政情報への提供」は、市長や市の各局によります記者会見の実施状況、それから資料配布の状況でございます。

これによって新聞とかテレビ等、多くのマスメディアで取り上げていただいて市民の方に市政情報の提供、情報発信をしているところがございます。

それから「(7) パブリシティ活動」は、マスコミ等を活用した情報提供でございますが、色んなジャンルの、例えば雑誌などに本市のことを取り上げていただいたり、或いはテレビで全国放送とかローカル放送とかの情報番組で取り上げていただいて本市のPR、知名度の向上などを図っているところがございます。

ここまでが主な情報共有の取組実績となります。

次に、「4 情報共有に関するアンケート調査結果」でございます。

平成23年度に実施しました「広報活動に関する調査」の結果の一部を3ページ左下に記載してございます。

市政情報を入手している媒体、どういう媒体で市政情報を入手しているのか、或いは今後どういう媒体で市政情報を望みますかというお尋ねにつきましては、やはりいずれも「市政だより」という方が7割ぐらいでダントツの1位という結果になってございます。

以下、資料に記載の通りとなっております。

また、この調査の時に「広報活動に対する自由意見」を頂戴いたしておきまして、これにつきましては3ページの右側に掲載しております。

自由意見ということで、市政だよりの内容や、配布の方法、市政テレビ・ラジオ番組、市ホームページなどに関する様々なご意見をここに記載してございます。お時間ある時にご覧いただければと思います。

以上が本市におけます主な情報共有の取組状況、それから市民意識調査の結果でございます。

委員の皆様には、今ご説明しました内容を踏まえまして、4ページの下に丸囲みで「評価の視点」ということで書いてございますが、市民参画の前提となる情報提供が適切にちゃんと行われているのか。情報提供の手段、方法は適切か。分かりやすい情報提供になっ

ているのか。様々な市民の方がいらっしゃいます。高齢者の方がいらっしゃったり、学生の方がいらっしゃいますので、そこを踏まえた情報提供ができているのか。或いは、市民の方が知りたい情報に割と容易にアクセスできるようになっているのかなどの観点でご意見やご提案をいただくことができると考えてございます。

次に「市民参画」についてのご説明でございます。これは資料5でございます。

資料5「北九州市における主な市民参画の取組状況」、A3、2枚の資料をご覧ください。

資料5の1ページ左側。「1 市民参画の必要性」でございますが、多様化・複雑化する地域課題に対応するために、市政に対する市民の意見や提案をきめ細かく把握して、適切に市政に反映させていくことが不可欠でございます。このため、多様な市民参画の機会が確保される必要があると考え、取り組みを行っているところでございます。

具体的な取り組みは、「2 主な市民参画の取組状況」になります。

まず、市民個人が意見や提案を行っていただく仕組みとしまして、「市民のこえ」、「市政提案箱」、「市長への手紙」などがございます。

次に、集会の形式といたしまして、市長をはじめ、市の職員が、市民の皆様を直接、顔を突き合わせて、市政に関する特定のテーマについて意見交換を行う仕組みといたしまして、「タウンミーティング」や「市長と気軽にランチタイム」、「区長懇話会」、「出前講演」「出前トーク」などを行っているところでございます。

次に調査という形式につきましては、多くの市民の意見を求める必要がある場合には「市民意識調査」、「市政モニター」、市の条例とか重要な計画を立案する過程につきましては、「市民意見の提出手続」ということで、いわゆる「パブリックコメント」を実施しているところでございます。

それから会議形式といたしましては、本日のこの会合もそうですが「付属機関」や「市政運営上の会合」がございまして、こうした会合の中で市民や学識経験者など外部の方に参加していただいて、色々と議論をいただいて、市政に対する意見を反映させていくという取り組みを行っているところでございます。

例えば、こうした会議の運営にあたりましては、幅広い市民の方の意見を聞く必要があるため、同じ人ばかりにならないよう、兼務できる会議の数の上限や、或いは、女性委員の比率を定めたり、公募の委員を導入するなど、委員の選定にあたっての留意事項を定められているところでございます。

1ページ右側の「3 市民参画の取組実績」を見ていただきますと、今ご説明した内容ですけど「(1) 市民のこえ」は、市役所や区役所に直接おいでいただいたり、電話をいただいたり、色々な形で意見をいただくんですが、件数にすれば年間約10万件になります。

それから「(2) 市政提案箱」は、ホームページを通じてご意見をいただくんですが、これは年にもよりますが多い時で年間100件とか150件になります。

それから市長に直接手紙をいただきます「(3) 市長への手紙」は、年にもよりますが、多い年には年間約2,000件のお手紙をいただいております。

「市長への手紙」をいただきますと、関係部局を通じて、お返事をするというようなことで取り組んでおります。

「(4) タウンミーティング」につきましては、その年の市政の重要なテーマについて開催し、ご来場いただいているところでございます。

例えば昨年度であればそこに記載してありますように、「新球技場」や「安全・安心条例」をテーマに開催してございます。

それから「(5) 市長と気軽にランチタイム」、それから「(6) 区長懇話会」の開催状況

となつてございます。

「(7) 出前講演」、それから「(8) 出前トーク」は、市民の皆様と直接お会いして、色々な市政のご説明をさせていただいて、ご意見を直接伺うという機会でございます。

件数的には、特に「出前トーク」「出前講演」は、参加者の数でいけば1万9千人とか5万人とか多い年では10万人を超えるご参加をいただいているところでございます。

2ページをお開きください。

左側の「(9) 市民意識調査」でございます。

平成25年度の市政評価と要望の上位5位までを記載してございます。

いわゆる「市政を評価」していただいて、「よくなっている」という評価をしていただいているものの上位としましては「ごみの適正処理とリサイクル」、「緑のまちづくりの推進」となつてございまして、逆に「市政要望」、「もっと力を入れてほしい」というそういう項目の上位といたしましては、「高齢社会対策の推進」、「暴力追放運動の推進」、「子育て支援の推進」となつてございます。

この結果につきましては、市の次年度の予算や事業に反映させていただいているところでございます。

その下、「(10) 市政モニター」。これは市政モニターの方へのアンケートの実施回数でございます。

それから「(11) 市民意見提出手続（パブリックコメント制度）」の実施件数でございます。

それから「(12) 附属機関・市政運営上の会合」でございます。

平成25年度は全部で79件の会合がありました。委員として、1,360人ほどの市民の方にご参加していただいております。

女性委員の参画率の向上に努めてございまして、昨年度は41.5%、委員の方の約4割強が女性ということで、まだ半分には届いていませんが、実際、政令市の中ではトップの数字となつてございます。

これは現在、市としても非常に力を入れているところで、目標を50%としています。

この委員会は10人中6人なので6割の方の女性に積極的に参加していただき、大変ありがとうございます。

以上が市民参画の取組実績になるんですけど、「附属機関」でいけば、女性委員と合わせ公募委員がいます。この委員会にも3名の方が、公募で入っていただいておりますが、資料にありますように、昨年度は全体で79件の会議がありまして、このうち公募を実施したのは、6件19人という数字になっています。

実際は、審議会によっては色々な専門分野の方にお集まりいただいでご審議いただくということが非常に多いので、一律に公募ができない部分も多いんですけど、例えばもう少し拡充していく余地があるのではといったご意見もあるのではないかなと私どもとしては、考えてございます。

ここまでが主な市民参画の取組実績となります。

参考といたしまして、2ページの左下に「北九州市安全・安心条例の制定過程における市民参画の事例」というのを挙げてございますが、この条例は今年の6月議会で可決成立した条例ですが、例えば、こういう条例を制定するにあたって、まず、附属機関である検討委員会で意見をいただき、それからタウンミーティングを各区で開催して、更にご意見をいただく。或いは、出前講演や出前トークで出向いていってご説明し、意見をいただくということをやつてございます。また、パブリックコメントでもご意見をいただくなど、

先ほどもご意見がありましたように、非常に大事なテーマになりますと、様々な形で市民のご意見をいただきながら条例を作っていくというような取り組みをしているところでございます。

こうした形で市民の意見を、きめ細かく、適切に市政に反映させるということが重要だと考えているところでございます。

2ページの右側には、「4 市民参画に係る市民意識調査結果」ということで平成21年度と24年度に実施しました「市政満足度調査」の一部を掲載しております。

「あなたの声が市に届き、きちんと対応されていると感じますか」とお尋ねしたところ、「あまり感じていない」とか「ほとんど感じてない」とお思いの方が多くいらっしゃるという結果になってございます。24年度の調査で約34%ぐらいです。その辺りは課題かなというふうに考えてございます。併せて、その理由をお尋ねしましたところ「市政に関する情報発信が不十分」、「市政に意見や質問を伝える方法が分からない」、「自分の意見が市に届いているという実感が得られない」、「意見や質問に対して、親切で分かりやすい回答がない」というようなお答えを多くいただいております。

これも今後の市民参画の取り組みにあたっての参考にしたいというふうに、私ども考えてございます。

以上、本市におけます主な市民参画の取組状況、市民意識調査の結果について、ご説明を申し上げます。

委員の皆様には、今の内容を踏まえまして、この資料の2ページ右側の1番下に「評価の視点」を載せておりますが、市民参画の制度を市民に適切に周知できているのか。参加しやすい手続きになっているのか。会議などは参加しやすい工夫がされているのか。いただいた意見を市政に反映させているのか。反映された事例があればきちんと市民に伝えているのか。市民の意見や提案は市内部で適切に共有されているのかなどについてご意見、ご提案をいただくことができればと考えてございます。

以上で、説明を終わります。

湯淺委員長

はい、ありがとうございます。

ここの部分も森副委員長から事前にご意見いただいておりますので少しご紹介させていただきます。まず、最後にご紹介いただいた市民参画に関わる市民意識調査の結果の部分で、「市政に意見や質問を伝える方法が分からない」というふうに答えている方の割合が依然として高いけれども、これは大規模な都市であるのである程度仕方がない部分があるというのは、森副委員長のご意見です。

とはいうものの、条例の22条で、「市民が参画する制度を体系的に整備する」ということになっていて、それが本当になっているのかどうかは、これはちょっと要検討であると。

具体的に言うと、「市民のこえ」「市政提案箱」「市長への手紙」などの件数は計上をされているのだけれども、実際の政策をつくる上で、それらはどれくらい活用されているのかということが疑問だということがご意見です。

それから、「区役所」、「市民センター」というのは市民参画という点では大きな役割を果たすのではないだろうか。

特に市民センターという仕組みは、北九州独自の取り組みなのでコミュニティ支援の場としてだけじゃなくて、市政への参画という意味でも役割を果たしているのではないかとというのが森副委員長のご意見でございます。

じゃあ事務局の方から2つまとめてご紹介をいただいて、資料説明をしていただいたんですが、最初に資料4の情報共有のところを皆様にご意見いただいて、その後、資料5の市民参画のところのご意見をいただくという感じで進めてはいかがかなというふうに思います。

これはどちらも重要なところなので、それぞれ20分弱ぐらいずつを目途に皆様からのご意見をいただければと思いますが、最初に資料4の情報共有のところでございますけれども、是非、ご意見いただきたいと思います。いかがでしょうか。

委員

情報共有というところに関係するかどうか分かりませんが、まず市民に対して役所は今まで「公助」という主たる目的を持って自治行政を実行してきました。従って役所が何かをしてあげるのが“あたりまえだ”という市民意識を植え付けてしまっていると思います。勿論、このことは、北九州だけではありません。日本全国そうであると思います。しかし、今からの時代は、人口減少社会ですから、お互い支え合いながらも自分のことは自分でする「自助」が必要だと思います。これからは「自助」「共助」「公助」という順番でしかあり得ないと思います。情報も欲しかったら自ら「キャッチアップ」する。その覚悟のもとに、自治基本条例等を見直すべきではないでしょうか。

湯淺委員長

市民自らが情報を選び取るということを考えていくべきということですね。

委員

そうです。

湯淺委員長

はい、どうぞ。

委員

今ご意見が出ましたけれども、今、かつてほど、そういう状況に市はないと思います。自分も公民館の館長等をしましたけれども、昔は本当に役所から「これをしましょう。こうしてください。」っていうことが随分あったんですが、今は地域が「こういうことをしたいのでこれに対するアドバイスや助成金はありますか」というふうに、まずは地域が考えるという制度に変わってきていますから、いかに地域が何かをやろうという「自助」だとか、「共助」ですよ、ね、「公助」じゃなく。そういうことがもっと浸透すれば市の予算も緊迫しているの、そうした意識を皆さんが共有していくことが大切なんじゃないですかね。やっぱり市民の意識が、まだ役所がしてくれるもんだっていうところから、いかに離れていくかっていうことが大切じゃないかなと思います。今、本当に共有する情報の中では「市政だより」がとてよくページも増えましたし、カラーもいっぱい入りましたし、そんなにカラー使って、財政はいいんでしょうかっていうぐらい、見やすくなったな思っております。

それを全部読むことで、市がどう考えているのかなっていうことは読み取ることが、私はできると思って、毎回楽しみにしています。その中で「市長と気軽にランチタイム」も見つけましたので、婦人会で市長と一緒にご飯食べながらお話ができるそうだから行って

みようってことになりました。そこで思ったんですが、1時間はちょっと短いなど。焼きうどんは、冷えてもおいしいなというふうに実感して帰ったんですが、1時間ではちょっと足りないなっていうことと、意見を申し上げたんですけど、「話を分かっていた」っていうことは理解できるんですけど、それをどういうふうにしたらいよっていうアドバイスを市長から聞ける時間までは無かったという、やっぱり、もう少し時間が欲しいと思うところがありました。

でも、参加したことによって「市政モニターさんになっていただけませんか？」っていう案内を婦人会にいただいたり、それを婦人会の皆さんにお話ししますと何人かが「あっ、それはやってみよう」というふうに繋がったりしましたので、やはり個人も大事だけど組織で動いて、それをいかに広げていくかっていうことも関心を高める1つじゃないかなと思います。

毎日、新聞やテレビを見ても、市長が出てないところがないぐらい色々な場面でご意見等お伺いすることができるので、いかに関心を持つかっていうことが必要かなと思いました。

湯浅委員長

どうぞ。

委員

情報共有と言ったときに、地域と行政のギャップがあるわけです。

まちづくりをする上で、地域の場合は、自治会の町内会長の名前とか子ども会の名前とか、世話する人は欲しいですね。

どこまで公開できるのか、できないのかがあるわけで、そういうギャップをちゃんと研究しておかないといけないですね。

湯浅委員長

はい、その辺は非常に難しいし、重要な点になりますね。どうぞ。

委員

正直なところ、これだけの情報を市民に提供しているとは知りませんでした。

これだけのことをいっぱいやっているんですね。

市民のニーズがもう多岐に亘っているので、これだけどんどん発信しているんだなど。そして行政の方も実際、それを市民ニーズに応えなければいけないということで、こういうことをやろう、やろうということでやってきたと思うんですね。

だけど今、費用の面とか、色んなことを考えれば今は、情報の選択と集中をやる必要があると思います。これだけ沢山の情報が流れると、多すぎて実際、取りようが無いというか、民度の問題もありますけれど、市民の意識の問題もありますよね。やっぱりもう少し整理してすっきりした形の、情報提供ができないかな。

今「市政だより」とおっしゃいましたように、「市政だより」があれば、ほとんど情報が分かるんなら、その辺、もう少し力を入れるとか、もう少し大まかにやるんじゃないかでももう少し理解しやすいとか、もう少し「選択と集中」をやったらどうかというふうに僕は思います。上手にね。

湯浅委員長

では、どうぞ。

委員

私は、最近まで入院していたんですけど、そこに80代、90代の独居のおばあちゃんとかがいるんですけど、介護認定受けてないんですよ。聞くと、受け方が分からない、どういうふうにしていいか。

だから私たちぐらいの年代までだったらまだギリギリ色々なことを調べたりする意欲とか方法はあるけども、諦めている人が多いんですよ。

だから情報っていうのが高齢者には、やっぱり伝わってないんだなっていうのはすごく思いました。

だから、インターネットとかできない人のことも、今から高齢化率が上がるから、なおの事、その人たちのことも考えて欲しいなと思います。また、入院中にテレビをみんな見えていますけど、全然、5分間の市政番組は見てないです。

5分間っていうのは、すごい、もったいないような気がする、私は思いました。

それと市政だよりを今、月2回ですけど月1回にしてももう少し厚みのあるものにできなかなって思いました。2回の方がいいのかもしれませんが、どうなのかなって思いました。

それから市政だよりの配布の時に、市議会だよりに入りますけど、議会で発言した議員さんの名前が無いんですけど、議員さんが誰か分かるっていうのも、また1つの情報と思うんですよ。だから、それで名前があったらどこかの県議さんみたいに変な人を選ばなくて済むのかなって、そういうふうな情報が欲しいなっていうのを思いました。以上です。

湯浅委員長

北九州市の場合は、市議会だよりは、個々の議員さんのお名前無しで「こういう質疑が出ました」と載せているんですか？

総務課長

そうですね。全ての議員の質疑を載せることはできないので、今議会では、主にこういうテーマで議員から質問があり、市の答弁がこうであったという、主なやり取りを名前は伏せた形で掲載しているということだろうと思います。

湯浅委員長

念のため確認で、テレビの事をおっしゃっていましたが。

委員

はい。

湯浅委員長

せっかくテレビで流すのだから、もうちょっと長いほうがいいということですか。

委員

番組をもっと長く、一本化して。5分間っていうのは、他のチャンネルを見ていたら、

その5分間を選択するというのは、意識していないと、すごく難しいんですよ。

湯浅委員長

それだったら、1つにまとめてもう少し長い番組にしてもらおうとかいうことですか？

委員

その方が見るような気がします。

湯浅委員長

なるほど。どうぞ。

委員

私は、この情報共有の資料を見た時に、人それぞれに合った形で情報提供がされていると思うので、そこに関してはいいなと思いました。

先ほど色々な委員さんの中から「情報が多すぎる」というのもあって、私の学校には市政だよりを置いているんですけど、みんなが集まるところじゃなくて広報課の前に置かれているから、そういう人通りの少ないところに置かれているから多分知らない人も多いと思うんですね、その市政だよりが置いているっていうこと自体を。

だから、それをちょっと人の集まるところに置くだけでも、そういう人の集まるところには、バイトのタウンページとかはあるので、学生は授業がない間はちょっと暇だから見てみようっていう感覚で取っている人とか多いんですよ。

ポストとか居酒屋さんとかが載ったりそういうのは取ってみようって、空き時間に見て取ってみようって人はいるから、そこに市政だよりを置くことによってまた市の情報はそこから発信できるのではないかと思います。

もっと市について、「こういうのがあるんだ。今月はこういうことが行われているんだ。」っていうことをちょっと学生にももっと身近に理解してもらおうとか、知ってもらえるようにそういう置く場所ってというのは大事だなってというのは感じました。

湯浅委員長

実際に大学っていっぱい来ますからね、チラシとか。

ありがとうございました。

委員

今、委員がおっしゃったように学生さん、若い子は結構全部ネットとかスマホとかを使ってどんどん情報を収集してくるので、こうした方法で流している方が、むしろ若い人たちはいいんだと思います。市政だよりをそのまま流しても、そこから拾ってみるぐらいの感じだと思うんです。しかし、やっぱり活字世代の人たちは、ここにありますように市政だよりが1番の情報源ということで、しかも市政だよりの配布についてのご意見には、「全家庭に配布して欲しい」とか「自宅に届けていただけたらいい」とかいうようなご意見も出ているようで、実際に自治区会を通して班長さんたちが全戸配布しているんですよ。班長さんたちが、自治区会に入っている方たちについては全戸配布を今、しているので、市政だよりの中にも「自治区会を通して全戸配布をしています」みたいに書いていただけたら、それを見て、どうしても家に届けて欲しい人は「あ、そうか。自治区会に

入れればこれは自分のところに届くんだ」とかいうような情報収集ができてくるのかなとも思います。そしたら自治区会に入る人も少しは増えてくる。

逆に、あちらこちらに置くのもいいんだけど、そうするとそれが欲しいから自治区会に入っているっていう人たちが「自治区会に入らなくてももらえるんだったら、自治区会には、入らなくてもいいな」って思われるのもちょっと、自治区会の加入者を増やしたい、みんなが入ってみんなが助け合うようにしたいっていうところの考え方からは外れていく危険性もあるのではないかと思います。

湯浅委員長

はい、ありがとうございます。

委員

これは、次の議題の市民参画の部分とも重なるところが実はあるんですけど。

やはり私も、年齢の高い方はこの市政だよりからの情報を非常に活用しておられるというのを目の当たりにすることが多いです。

たまたま、ひきこもりというテーマでの支援の仕事をしているわけですが、若い方のひきこもりの相談の時に、親御さんがお見えになることの方が多いですよね。

その場合、こういうセンターができました、こういった事業をやっておりますっていうのは、SNSとかそういった形での配信で知られるよりは、やっぱりこの市政だよりを見たっていう方がかなりいらっしゃいますので、やっぱりその年代にとって、使いやすい情報が色々な形でこのようにたくさん用意されているっていうのは幸せなことだなあとはいいます。

委員がおっしゃったように、あまり効果的でないというようなものも検討しながら、今の情勢をみながら必要なものは力を入れていく、それからまとめられるものはまとめていくという工夫も必要だろうと思います。

それに加えてですね、私どもの関わりの中で、ひきこもりという先ほども言いましたようなテーマであると、ここまで来て見に来てくださいということが中々呼びかけられないんですよね。「ここで来て、一緒に話しませんか」というのが難しい。

そういう方にとっては、自宅で何か情報が取れる、若い方たち自身が情報が取れる方法があるっていうことが伝わるチャンスが多いっていうことは非常にありがたいということもあります。また、自分たちからまず発信できる方法はないかということも検討いたしまして、パソコンを使ってインターネットラジオというのがありますが、若い方たちはそういうのがお得意なので、自分たちがひきこもりについて発信したいことをみんなで番組をつくって、そして配信してお家でそれをキャッチした方が、実はこういう人たちがこういうことをやっているんだなっていうことを知って、恐る恐る参加される方もあります。

だから、そういう若い方が、お得意な部分というのは、例えば、学生さんたちが、お時間を作って、ひきこもりの経験者なども含めて自分たちが発信した情報を自分たちの今のツールを使ってやってみるっていうような方法もありだろうと思います。

そこに市職員の方などが一緒に参画していただけるようなチャンスがあって、市民と行政とが一緒になって番組を作っているという参画意識というものが生まれていくことも可能なんじゃないだろうか、たった5分の番組でも自分も何かそこに参加しているという意識があれば周りの方にもぜひ聴いてと勧めもするでしょうし、そこに向けての意識も高まるんじゃないだろうかと思いますので、その両方の意味で若者発信、それから市民発信の

番組づくりというものに、市がちょっとアドバイスをしてくださったり、「こういったところの部分も一緒にいれてもらったら、市も助かるよ」というようなチャンスが増えていくとお金もたくさん掛けずに、市民が自分も参画したという中で意識を高めることも可能じゃないかなというような気がしました。

湯浅委員長

ありがとうございます。

委員

情報共有というよりも、情報発信の仕方、今、市政テレビ番組は、FBS・RKB・TVQ・J-COMってありますけれども、それで5分間ずつですよ。

これ5分間じゃ本当におもしろさも良さも出ないと思うんですよ。

1年おきにテレビ局を替えて、1年間を通して30分、週に1回30分で北九州ストーリーが観れるようにするとか、その中で市政だよりを出していくとか、もう少し知恵出すと、誰もが見たくなるような情報を取り込んだり、何かそこに「あっおもしろそう」と思えるような番組づくりをして露出してくるともっと効果が出てくるんじゃないかなと思うんです。

福岡市と違うのは、福岡市の情報は5しかなくても10あるようにも露出していきますからね。だから本当に、北九州市の場合は、真面目過ぎておもしろくもないって形になっていると思うんです。これだけのテレビ局を使って5分ずつ露出するより週一回、もう少し、今述べたようなことで、北九州のいろんな良さを出していく方が効果的ではないかと思います。

湯浅委員長

どうぞ。

委員

北九州のゆるキャラってないんですかね？くまモンみたいに。

総務課長

市としての統一したゆるキャラはないですね。

委員

何かこれっていうのがあったら、みんなの意識がまとまる場所があると思うんですよ。

湯浅委員長

色々なゆるキャラがあるんだけど、市としてはこれっていうゆるキャラは、今のところはないと思うんですけど。

委員

北九州っていう本当に「キタキューマン」は認定されてないけど、そういうのが1つあったらお祭りでもいろんなことで、みんながまとまるっていう意識がもっとでてくるんじゃないかと思うんですよ。

委員

各区にあるよね。

門司だと「じーも」がいるでしょう。環境だったら「ていたん」があつてね。人権は「ももまるくん」ですよ。

委員

もう1個だけ短く。

湯淺委員長

はい。

委員

転勤をしてきた方が、何の情報もなく自治会があることも分からず、自治会加入の勧誘をされることもなく、「何の情報も入ってこないんです」っていうことをこの前、ある会議のときにお聞きしたんですが、転入してきた方々に、北九州市のことを発信できるのかということ。昔は不動産屋さんを通じて、ゴミ出しの約束事とか、色々な北九州市の情報を教えてくれていたんですが、今はそういうことも減っているんで、転入してきても全く分かりませんという人がいましたので、その人たちに、北九州はこうだよ、自治会はこうだよっていうことが発信できるといいなと思いました。

湯淺委員長

今、委員、おっしゃったことは、次回がちょうどコミュニティのところですから、そこで討議しましょう。

総務課長

そうですね。

湯淺委員長

自治会・町内会のことを討議しますので、そちらの時に討議させていただくとしまして、転入された方にどのようなものをお渡ししているのかを次回の資料としてお願いします。

総務課長

調べて、後日、お伝えします。

湯淺委員長

それがあると、参考になりますね。

総務部長

転入されてこられた方には、色々、資料はお渡ししています。

委員

渡しているんですか？

総務部長

転入の手続きをされる時に区役所で市政ガイドブックとかお渡ししているはずですよ。

委員

自治会のお誘いは全くないって言いました。

委員

いや、やっていますよ。

湯淺委員長

その辺をちょっと次回、資料をご用意いただければと思います。

じゃあすみません、ちょっと少し押し気味になって申し訳がございませんが、引き続きですね、市民参画の取組状況、資料5のご意見をいただきたいと思います。

それで、結構、ここの結果から町内会・自治会ってかなり絡むんですが、それは次回まとめて時間取りますので、できましたらそれ以外の部分ということで、今日残りの時間でご意見いただければ幸いです。

こちらの方、皆様いかがでしょうか。

委員

いいですか？

湯淺委員長

はい。

委員

色々な市の取組実績がありますが、市民参画で「タウンミーティング」と「出前トーク」とか色々やっていますが、地域の役付きの人とかそういう人が多くて、同じ人が毎回かなり出ています。だから、それ以外の市民の方に参画してもらうことが大事だと思います。

「市政だより」は、情報量が多すぎて全部見ないんじゃないかとか、ケーブルテレビなんかで、今日、北九州市でこんなことがありましたよって言ってもらえるのがいいんじゃないかと思ったりします。

以上です。

湯淺委員長

ありがとうございます。はい、じゃあ次の方。

委員

2ページの真ん中に「市政に関する情報発信が不十分」とありますけれども、この中で、「自分の意見が市に届いているという実感がない」とか、「意見や質問に対して親切で分かりやすい回答がない」という数字が出ているんですが、各区に市民窓口があると思うんですが、そこでの対応はどうなっているんですか。

総務課長

市民からご意見をいただく手段は、ご説明したとおり色々あるので、それぞれに応じた対応をしております。

例えば「市長への手紙」、多い年で2,000件ぐらいありますが、それは市長が全部必ず目を通したうえで、所管局に指示を出して、そこから回答をするようにしております。

匿名の方とか、返答のしようがない部分もありますが、基本的にそのようにしていますし、また、「市民のこえ」も色々なところに来ますので、窓口であれば、その場で回答したり、そうでなければ、後日、担当部署から回答するようにはしているところですが、結果的に、こういう意見があるということは、重く受け止めなければいけないとは思っています。

委員

その辺を、その市の職員の意識がどうなのかとか、今行政の事務処理は、民間に出したりもしているから、その人たちがどういう対応しているのかとか、種々問題は出てくると思うんですね。

総務課長

対応の場面は様々でも、丁寧にはしていかないといけないとは考えています。

委員

いいですか？

湯浅委員長

はい、どうぞ。

委員

市民参画のことですけれども、自立した市民の参画としては、私もやっておりますNPOですね、今、少しずつ定着して、市民が自由に参加するようになってきました。しばしばNPOと行政との協働が増えてきました。現在も行政とNPO一緒になって何かやりましょうよということが実際、今、少しずつ出てきているんですけども、まだ中々、うまくいってないというか、NPOの方から言わせると行政がどうしても行政指導型になってきたり、或いは行政との横の関係ではなくて、縦の関係になり易いという声を聞くんですね。

それで、区役所にコミュニティ支援課というのがありますが、NPOは、そういうところともうまい連携をする必要があります。

自立した市民がNPOには多いのですけれども、自立したというかうるさい人も多いんですけど、そういう多様な市民の声を、協働しながら、吸い上げていくということは、大事じゃないかなと思っています。

湯浅委員長

ありがとうございました。

NPO・NGOの問題は、またコミュニティのところでもご議論を出していただきたいというふうに思います。

委員

はい。

湯淺委員長

はい。

委員

第1回の委員会で、今年の「市民意識調査」の資料をいただきましたが、それを42歳の女性に私がお見せしたんですけど、「選択肢が多くて、内容が硬くて、最後まで書くのが面倒くさい」と言われました。

先ほどの市民意見のことですけど、以前「市政モニター」をやったことがあって、その時に、私もつまらない質問を色々したんですけど、各部署からは、丁寧に返事をいただきました。私はすごく満足できました。

湯淺委員長

前半でおっしゃったアンケートの問題、これはアンケート共通の悩みですよ。

アンケートをする側はつい色々入れ込んでいたくなるし、逆に自分が回答すると面倒くさいなってことになるので。そこが中々難しいですね。

委員

付属機関などの会議のところですけども、年齢制限とか、兼務の数が4つまでとか、できるだけ多くの方が参画できるようにということで決められていたり、女性委員の数も段々、増えてきて、政令指定都市で1番多いというふうなことですし、こういう会議が増えていって、私たちのように地域活動している人たちの意見が吸い上げられるっていうことは、とても良い制度だなと思っております。

大学の先生方が揃っている中に私たちが入る会議もあるんですが「こういう意見でいいんですか」と言うのと、「そんな意見を求めているからいいですよ」という言い方で発言しやすい環境をつくってくださるので、勉強に行かせてもらい、その様子を私も、周りに広げています。これは良いことだと思っております。

湯淺委員長

ありがとうございます。どうぞ。

委員

地域にコミュニティ支援課の方が出向いてこられて、困っていることはないとか、色々な行事をした時に、それについての参考意見やアドバイスをくださったりすることは、最近、随分充実してきたように思います。

それから、地域の危険な部分等も自治区会を通して市政との懇話会みたいところに持っていけば、それに対しては、しっかりした回答を得られていますし、随分、市も努力されているのではないかと考えています。

後は、市民センターにこんな困っていることがあるとか、あそこの草が伸びているとか結構、色々な意見をいただくんですけど、そういった時に市民センターを通じて要望や意見

を出していく仕組みが確立できたら、もっと良くなるのではないかと考えています。

湯淺委員長

ありがとうございます。

委員

私もNPO法人の中で活動しておりますが、皆さんお忙しい方ばかりなので、できれば、市長さんと一緒に食事をする会とかに、若いひきこもり体験者と一緒に話をして欲しいとかそういう気持ちもありますけれど、皆さんのお仕事の隙間をぬってという中では中々、遠慮してしまうところもあります。

逆に私どもの地域の会議を年に2回ほど若者支援に熱心な方々のネットワークづくりという意味合いで呼びかけるんですが、そういったところに担当課の方から、もしお時間のある方がおられましたら、お仕事の合間で結構ですのでちょっとご出席いただければというような声掛けをしたりします。

ですから早めに、様々な会合の時に、お手すきの方がおられたらというようなご案内を私どもの方からも様々な機会、担当の方々にしておけば、それぞれの立場上の違っているものを少し乗り越える工夫みたいなものが、こまめなチャンスを捕まえて、できていくんじゃないかという気がします。

大きな会議ってかきこまてやると、時間も限られていますので、ある程度、議事の進行具合で、カットされてしまう中に、実はお互いを知りあうチャンスっていっぱいあるんじゃないかと思ったりもしますので、大きな会議ももちろん大事なことです。日々の小さなところでお互いの違う部分を知り合っていくチャンスを広げるってことから市民意識、参画意識が高まっていくんじゃないかっていう気もいたします。

湯淺委員長

ありがとうございます。

委員

先ほど森副委員長の意見の中にもあったんですけど、市民参画の実績において、このどれくらいの件数が来たというのは分かったんですけど、意見や提案がどれほど採用されたとかどういうふうに改善されたっていうのがなかったの、もう少し事例とか、こういうふうに改善したとか、もしできなかった場合は何が原因でできなかったっていうのがもう少し分かるようになるとういのかなあと思いました。

もう1つは、公募委員に関してなんですけど、私も今回この委員に参加させてもらって、様々な人の意見を聞くことができとても勉強になっています。

大学は、例えば法学部だったら法律系について学びたいっていう人がいっぱいいると思うので、例えば「今回は法律に関してこういう委員会を開きます」とかいうのがある場合は、大学にも「こういうのがあるからしてみたい人はいませんか？」って「公募委員募集しています」というのが、学校を通して大学からそういう案内があるよっていうのを聞くと、「あっ、こういうのあるんだ、行ってみよう」という気持ちになると思うので、そういう案内があると大学生も、こういう委員会があるというのをもっと知ることができると思うし、参加する人が増えるのではないかなと思いました。

以上です。

湯浅委員長

大変活発に、色々貴重なご意見いただいてどうもありがとうございます。

それで最後に、私の所感も含めて、まとめといたしますか、資料4の「情報共有」の部分につきましては皆様のご意見をいただいております、テレビ番組のところとか、工夫すべき余地は色々あるのかもしれませんが、市の情報を皆さんに知ってもらうためにいろんな手段で発信をしているということについては、これはもう非常にいろんな取り組みが行われているなという印象でございます。

むしろ、そこから何人かの委員からもご指摘あったように、少し出し過ぎ、出し過ぎと言ったら変な言い方ですが、総花的にあれもこれもという感じがあります。ゆるキャラの件なんかは「あのキャラもあります、このキャラもあります」もあって、選択と集中すべき余地はないか。或いは委員がおっしゃったようになんでもかんでもプッシュ型で情報発信すればいいという問題でもなくて、むしろプル型もすべき余地はないかとかね、情報発信をして情報共有をするやり方のところに、まだ色々検討の余地があるなと思ったということでございます。

それともう1つは個人情報の扱いは、委員のご指摘のあったように非常に難しいです。これはご自分の地域でも悩みだと思いますし、逆に自治体が個人情報を不用意に漏らしたということで、逗子市のような問題もございました。

それから資料5の「市民参画」でございますけれども、これもやはりいろんな手段で市民参画の手立てをよく市としては用意をいただいているというふうに思うんですね。私が思いましたのは、おそらく委員もおっしゃったようなことですが、ちゃんと意見を聞いてもらってしかるべくちゃんと検討してもらったなっていう実感を市民が持つということが重要ということです。

長年、情報公開審査会の会長代理をお受けしていたのですが、市が、市側の都合で完全に「これは見せられません、不開示にします」という情報は実はそんなに多くはないんですね。ほとんどが個人情報に絡むものだったり、プライバシーに絡むので公開できないというものが多かったという記憶があります。なのに、なぜ市民の皆さんからは「市は情報を出さない、出さない」と言われるのか。おそらく自分の意見が市の中でどう検討していただいていたかどうなったかということが、実感の問題として乏しいんじゃないかと思ったりしたところです。

それともう1つ、これは自治基本条例全体にも関わることで、やや問題だなと思ったのは、資料5の2ページの右側で「市民参画に係る市民意識調査の結果」というところで、「あまり感じていない」、「ほとんど感じていない」理由について、主なものを2つまで選んでくださいというところで、「市の取り組みに関心がない」という人は、21年度と24年度を見ると3.8ポイント増えている、むしろ市に関心を持たない人が増えているとすると、これはいささか由々しきことで、そういうところも踏まえつつ、検討していく必要があるのかなというふう感じたところでございます。

総じて今日、検討させていただいたところは、条例の趣旨を生かして色々な施策を取り組んでいただいているとは思いますがそれは皆様からも概ねそういうご意見いただいて、ただ、その反映の仕方・やり方にまだ色々余地が検討の余地があるかもしれない、そういうような全体的な感想を持った次第でございます。

次回がいよいよ1番議論が出そうなコミュニティのところを中心に町内会・自治会、或いはNPO・NGO中心にご意見を頂戴する予定でございます。

資料については、先ほどご要望のありました転入してきた方にどういう資料をお配りしているのかとかはお願いするとしまして、他にも「こういうものを欲しいんだけど」っていうことを事務局の方に伝えていただければ用意していただくようにはしたいというふうに思いますのでよろしく願いいたします。

では、最後事務局の方に渡しますので、事務連絡その他をお願いします。

総務課長

本日は、委員の皆様の貴重なご意見を頂戴いたしまして、ありがとうございました。

次回の日程でございますが、次第にも記載してございますが、あらかじめ委員の皆様と日程調整させていただいた結果、8月22日の金曜日、13時15分から15時15分までの2時間をお願いします。場所は、これまでと違いまして、本庁舎15階の特別会議室Bが開催したいと思っております。

今回は、コミュニティに対する取り組みを中心にご議論いただければと思います。

よろしく願いいたします。

湯浅委員長

はい、どうもありがとうございました。

それではまた盆明けで暑い時季で恐縮ですが、ぜひよろしくをお願いします。

それでは本日は、ちょうど時間でございますので、これで終了させていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。